

子どもの安全と安心、そして子どもの健やかな育ちを保障する「最低基準」に、保育実践にかかる「ザインの実情」と「ゾルレンの要求」を制度的に反映させるシステムの回復・再構築が望まれるところである。

(参考文献)

岡田正章「日本の保育制度」フレーベル館 昭和 45 年

松崎芳伸「児童福祉施設最低基準」日本社会事業協会 昭和 24 年

日本児童問題調査会「児童福祉三十年の歩み」昭和 53 年

日本児童問題調査会「児童福祉十年の歩み」昭和 34 年

全国社会福祉協議会「戦後保育所の歴史」昭和 53 年

川嶋三郎編「児童福祉の諸問題」昭和 25 年

伊藤清「児童保護事業」社会事業叢書第六巻 昭和 14 年

児童福祉研究会編「児童福祉法成立資料集成(上巻・下巻)」ドメス出版 昭和 53、54 年

社会福祉調査研究会編「戦前日本社会事業調査資料集成 第五巻 児童保護」勁草書房 1990 年 4 月

一番ヶ瀬康子・寺脇隆夫「児童福祉行政の焦点」ささら書房 昭和 50 年

厚生省児童局「保育所の現状」昭和 39 年

浦部史「日本の児童問題」新樹出版 昭和 51 年

厚生省児童局「児童福祉」東洋館 昭和 23 年

厚生問題研究会「厚生省二十年史」昭和 45 年

厚生省児童局編「保育所運営要領」昭和 25 年

厚生省児童局保育課編「保育所の運営」昭和 29 年

厚生省児童局監修「保育所のあゆみと現況」昭和 32 年

厚生省児童局編「保育所の設備と運営…最低基準に関する研究調査報告」昭和 29 年

厚生省児童局編「保育所の設備と運営…最低基準に関する研究調査報告(続)」昭和 31 年

厚生省児童局編「保育所のしおり」昭和 29 年

植村義一郎「託児所経営の理論と実際」昭和 9 年 現代日本児童問題文献選集 14 所収

高田正巳「児童福祉法の解説と運用」昭和 26 年 時事通信社

高田浩運「児童福祉法の解説」昭和 32 年 時事通信社

河野正輝「社会福祉の権利構造」1991 年有斐閣

田村和之「保育法制の課題」1986 年 勁草書房

小山進次郎「改訂増補 生活保護法の解釈と運用」平成 16 年 全国社会福祉協議会

小川政亮「社会事業法制「第 4 版」」1992 年 ミネルヴァ書房

桑原洋子他編「実務注釈 児童福祉法」1998 年 信山社

第2章 諸外国およびわが国の基準や従来の研究

1. 諸外国の基準に関する研究の概要

本章では、わが国の保育環境の基準を検討するに当たり、諸外国の評価基準に関する研究動向を概観する。

昨年度は保育環境に関する研究のうち人的環境と保育の質に関わる研究成果を概括した。主として最近のOECD 報告書 “Starting Strong II Early Childhood Education and Care” (2006)および UNICEF による “Innocenti Research Center Report Card 8”(2008)に基づいて、OECD 加盟国25か国の保育 (ECEC) 制度、とりわけ保育施設やその T/C (保育者/子ども比率、および1グループあたりの最大子ども数についての規定を確認した。

国レベルで基準を設けていない国、州や地方ごとに統一基準を設定している、あるいは推奨基準を設定している国もみられる。たとえば米国などは州ごとに年齢別の比率の requirement 最低基準を設定している。(平成20年度報告書, 表 1-3-3) 米国を中心とした保育の質的研究においては過程的要因 (保育者の行動、子どもとの相互作用など) と構造的要因 (保育者の養成・教育機関や年数、子ども集団の規模、大人/子ども比率など) に分類して人間関係のあり方の重要性も強調している。

いずれにしても、世界の各国で、質の高い保育(ECEC)を提供することへの政府レベルでの対応が求められてきている。保育環境の質を評価するという点では、これまで世界の保育領域では、サービスの質を評価する国際的に通用する基準がなかった、として UNICEF(2008)が提唱した10のベンチマークは意義深い (平成20年度報告書参照)。保育の質を保証するためには、人的比率のみならず、政策として財政支援、保育者養成 (年限など)、初等教育と連携をはかった資格取得、研修や教育のありかた、母親の労働条件の整備など、さまざまな規定 (最低基準) が検討されねばならないことが明らかにされた。

OECD 報告書によれば、質的な評価の側面は多様であるという。例えば政府の幼児教育施策の方針 (方向づけ) の強度に影響されるもの(orientation quality) は、スウェーデンや英国などの国でとりわけ高いと指摘されている。また構造的な質評価の基準 (structural quality)

としては、物理的環境 (建物、空間、教材)、職員の教育レベル、適切なプログラム、適正なT/C比率、職員の労働条件などを挙げており、米国などでプログラム基準として用いられている「クラス基準」(広さ、子ども数、T/C比率) や「指導・カリキュラム基準」(教育学的・指導目標など) などにあたり、実質的に米国 (州) の資格要件として用いられている。また、相互作用または過程の質 (interaction or process quality) は、保育者と子どもの人間関係の暖かさ、子ども同士の相互作用の質、保育者同士の相互作用の質など「人間関係の質」も重要な要因であるとする。その他、運営面の質 (operational quality) も指摘しており、地域のニーズに対応して情報を共有しながらチームとして連携を図るという運営面での質の評価についても言及している。

次に、諸外国で用いられている評価基準の代表的なものを取り上げてみよう。

(1) Thelma Harms, Richard M. Clifford, and Debby Cryer, 1998, Early Childhood Environment Rating Scale—Revised Edition (ECERS—R)

ノースカロライナ大学のテルマ・ハームズ教授とリチャード・クリフォード教授によって1980年に初版が発行されて以来、米国国内で普及したもののだが、1998年にデビィ・クレア博士が加わり発行された改訂版である。2歳半から5歳までの子どもの集団保育のプログラムの質を評価するように作成されている。米国国内に限らず、イギリス、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、イタリア、ポルトガル、スペインなどのヨーロッパの国々や、シンガポール、香港などのアジア諸国でも用いられるようになってきているものである。

この尺度では「空間と家具」「個人的な日常のケア」「言語—推理」「活動」「相互関係」「保育計画」「保護者と保育者」の7領域、43項目について、<不適切>から、<とてもよい>により評価できるよう作成されている。我が国においては、埋橋玲子訳「保育環境評価スケール①幼児版」法律文化社 (2004) として発行されている。

(2) Thelma Harms, Debby Cryer, and Richard M. Clifford, Infant and

Toddler Environment Rating Scale— Revised Edition (ITERS—R)

(1)の幼児版の姉妹版として1990年に初版が出され、2003年には改訂版が発行されている。この乳児版は、誕生から2歳半までの子どもの集団保育の質を評定するように設計されたものである。幼児版と同様に、7つの領域、39の項目について、<不適切>から <とてもよい>により評価するよう作成されているが、領域は「空間と家具」「個人的な日常のケア」「聞くことと話すこと」「活動」「相互関係」「保育計画」「保護者と保育者」とし、項目も乳児用に編成されている。わが国では、幼児版同様に、埋橋玲子訳「保育環境評価スケール②乳児版」法律文化社(2004)として紹介されている。

これら幼児版(ECERS—R)と乳児版(ITERS—R)の他に、子どもを家庭で預かる場合の保育の質を評価する目的で「家庭的保育版」(1989年発行)が、また学童保育の質を評価する目的として「学童保育版」(1996年発行)が発行されている。

(3)Thelma Harms, Richard M. Clifford, Frank Porter Graham, Family Day Care Rating Scale (FDCRS) (1989), Family Child Care Environment Scale—R (FCCERS—R)

(1)(2)の姉妹版であり、改訂版は、誕生から12歳児までの家庭的保育のために開発されたものである。7つの領域「空間と家具」「個人的な日常のケア」「聞くことと話すこと」「活動」「相互関係」「保育計画」「保護者と保育者」における38項目について7段階により評価される。ECERS—R、ITERS—Rと同様に、改訂版へのアドバイスも提供するなど、米国のみならずカナダやヨーロッパの国々で活用されている。(資料6)

(4)Early Childhood Program Standards and Accreditation Criteria (NAEYC)

全米幼児教育協会(NAEYC)が掲げている、誕生から幼稚園に至るまでの子どものための、幼児教育プログラムの評価基準である。

この評価基準は、施設(集団)保育のための基準として、米国内に限らず、オーストラリア、ドイツ、英国な

ど広く各国で用いられている。1)子ども 2)教師(保育者) 3)家庭と地域の連携、4)管理・行政の4領域で、合わせて10の指標をあげている。それら10の指標は ①「Relationships(保育者と子どもの相互関係)」②「Curriculum(指導計画)」③「Teaching(指導・援助)」④「Assessment of Child Progress(子どもの進捗の評価)」⑤「Health(健康・保健)」⑥「Teachers(教職員)」⑦「Families(家庭)」⑧「Community Relationship(地域との関係)」⑨「Physical Environment(物理的環境)」⑩「Leadership and Management(指導と管理)」である。(資料7)

(5)Quality Standards for NAFCC Accreditation

全米家族保育連盟(The National Association for Family Child Care)による、家庭的保育の質を評価し認定する基準である。5領域で289の評価項目を設けている。それら5領域は、「人間関係」「提供者の家庭環境」「発達の学びの活動」「安全と健康」「職業実践や契約」であり、家庭的保育場面で必要な、家庭内の環境整備や備品、保護者と保育提供者との関係やコミュニケーションのあり方、病気や事故に備えた対応などが細かくチェックできるようになっている。

例えば、領域「発達の学びの活動」では、<子ども主導の活動><大人提供者による活動><社会性と自我の発達><身体的発達><認識と言語><創造性の発達>などのテーマで、各々数個のチェック項目を挙げており、また年齢別に望ましい活動や教材のリストも列挙している。(資料8)

その他、英国においては、就学前保育に関する基準として、2006年Childcare Actに基づき、2008年5月「子ども・学校・家庭省」は「就学前の基礎段階のための法的枠組み(Statutory Framework for the Early Years Foundation Stages)」を策定して、誕生から5歳までの保育(学習・発達・ケア)に関する法的基準を設定している。(資料9)

文書中、セクション2では、就学前の教育プログラムでカバーされるべき領域として、「社会・情緒的発達」「コミュニケーション・言語・読み書き能力」「問題解決・推理・数量的思考力」「世界に関する知識・理解」「身体発

達」 「創造性の発達」 の6領域を掲げて、具体的な項目により達成すべき評価基準を挙げている。またセクション3では、個々の子どもの健康・幸福(welfare)を目的として、大人の最低人数、職員の有資格者数、空間要件、施設・設備・家具などの基準のほか、保健衛生や安全、食事、喫煙や飲酒に関して詳細に評価項目を挙げている。

最近の我が国の保育環境基準に関わる研究(「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」(全国社会福祉協議会)(2009年)結果からもうかがえるように、米国の州など地方レベルで設けられている施設基準は、職員の資格要件、クラス規模、T/C比率、空間、備品・家具・設備など、ほとんどが構造的あるいは調整可能な基準であるという。州によっては職員の資格要件や配置基準、施設基準なども詳細が定められていたり、使用可能な床面積や衛生設備の基準、またT/C比率に関しても1グループあたりの最大子ども数の基準も定められている点などで、わが国とは相違点がみられることがわかった。

2. わが国の基準に関する研究

次に、保育評価の基準に関してわが国で行われてきたいくつかの研究をあげてみよう。

(1) 埋橋玲子 2004 イギリスにおける「保育の質」の保証—保育環境スケール(ECER-S)の位置づけに注目して 保育学研究 42-2

1990年代に入ってから、乳幼児期の教育・ケアへの政策的関心の高まりは世界的潮流であるが、イギリスの保育政策の歴史を跡付け、EPPEプロジェクトについての紹介を行っている。

EPPEとは、イギリス政府がスポンサーとなり、1997年から2003年にかけてロンドン大学教育研究所に委託して行った、大規模な調査研究プロジェクト—“就学前教育の効果的な実施研究”プロジェクトの略称である。

そこで得られた政策的合意として、質の高い就学前教育は子どもに有益であること、特に不利な環境に置かれた子どもにとって有効に機能すること、保育の質の高さは保育者の教育・訓練の度合いに影響されること、が導き出されている。

EPPEプロジェクトが幼児教育の質の測定方法として用いたのがECERS-RおよびECERS-E(Extention)

であった。

ECERS-Rはアメリカで開発された保育の質を測定する方法であるが、ECERS-EはEPPEプロジェクトチームにより開発された。現代のイギリスでは保育サービス拡大の目的の一つが就学前教育の充実による学力の向上であり、就学前教育機関が提供する就学前教育の質を測定し子どもに現れる成果を予測するために開発されたスケールである。

ECERS-RおよびECERS-Eの内容は、それぞれ資料1、資料2のとおりである。

就学前教育の成否、中でも認知発達に焦点をあてたときにはECERS-RよりもECERS-Eの方が有用であり、埋橋は、EPPEにおけるECERS-Rの使用状況が、わが国における保育の質の保証を考える際に与える示唆とは、明確な「保育の質」の定義ではなかろうかと述べている。

ECERS-R、ITERS-Rの評価スケールをわが国の評価基準、チェックリストと比較すると、例えばECERS-R、ITERS-Rには家具についての項目があり、その配置、サイズ、補修、障害をもつ子ども専用の家具等、こまやかな配慮が感じられる。

(2) 秋田喜代美 2008 保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査研究

欧米、アジア諸国での保育の質に関する議論を参考にしながら、保育環境の質尺度を、保育過程、環境、文脈の質を子どもの情緒の安定と遊びへの没頭という視点から評価することによって、各園で保育者自身が園内研修で自己評価に使用することができる尺度を開発することを目的にした研究である。

ベルギーで開発されOECD諸国で利用されてきているSICS(Self-evaluation Instrument for Care Settings)が参考にされている。

SICSのキー概念は安心度(Well-Being、居場所感)と夢中度(Involvement、没頭度)であり、「安心度」とは、らしさ・ここちよさの度合であり「夢中度」とはひと、ものに心弾ませてかかわる度合を表す。

報告書は、I総括研究報告、II分担研究報告、III研究成果の刊行に関する一覧表、IV研究成果の刊行物・別刷、で構成されており、IIにおいて各国の保育の質

の研究動向が紹介されている。

Ⅱ－８の「日本における保育の質の研究動向に関する研究」から、わが国の研究動向を見てみよう。

Ⅱ－８において箕浦は、わが国では、保育の「質」の重要性を指摘する研究が多いのに反して、「質」の定義そのものを詳細に吟味したものは未だ少ない（高辻 2003）という問題があると述べ、「質」の必要性に関する議論の源泉を２つに大別している。

２つとは、保育をサービスの一つとして位置づけた上で、サービスとして提供される内容を「質」とする立場と、保育を「専門性を有する営み」と捉え、保育実践の内容を「質」として問う立場である。

前者は、サービスの受け手・利用者の期待・要求をどれだけ満たしているかによって判定され、「いかなる保育が子どもの発達を保障・促進するのか」が近年の研究の共通の焦点となっている。後者は、「子どもにより豊かな発達を促す保育とはどのようなものであるべきか」を問うもので、従来の最低基準に盛られた可視的、物理的な項目よりも、保育の内容やカリキュラムに一歩踏み込んで、そのありうべき要件を提示しようとするものである。

箕浦は、現在の日本における保育に「質」を求める社会的な議論は、前者の視点に重きを置く傾向が強いと述べている。

「質」研究の動向についても、「質」尺度の作成や、その尺度を用いた分析によって、保育の質を検討する研究と、質尺度の作成そのものを目的とした研究ではないが、保育内容や保育環境、保育者の指導・援助等に着目し、保育の質を検討した研究に２分している。

前者の例のうち、「質」尺度の作成とその尺度を用いた分析として、岩立ら（1997）の「3歳未満児用保育の質尺度」、土方他（2002）の「5歳児の発達と「保育の質」を測定した研究」を、既存の尺度を用いた研究として園田他（2001）の「幼稚園預かり保育に関する研究」、西山（2006）「幼児の人とかかわる力を育むための多次元保育者効力感尺度の作成」があげられている。

岩立ら（1997）の「3歳未満児用保育の質尺度」は、
a. 保育者の関係 b. 保育者の保育姿勢 c. 保育のあり方 d. 子どもの姿 e. 親との関係 f. 保育環境・

条件 の6指標・84項目・4段階尺度を用い、保育者が保育者と子どもを評価するものである。

土方他（2002）の尺度は、5歳児の育ちをとらえる指標である a. 自己を信頼する力 b. 生活面での力 c. 遊び面での力 d. 表現する力 e. かかわる力について保育者が子どもを3段階尺度で測定・評価するものである。

園田他（2001）の「幼稚園預かり保育に関する研究」は、日本語版幼児期の環境測定尺度（ハームス 2004）を基に調査者が作成した a. 場所と設備 b. 保育ルーチン c. 活動 d. 相互作用 についての8段階尺度と質問紙（現代保育問題研究会 2001）での調査内容を基に調査者が作成した保育者評価：2指標18項目3段階尺度 a. 預かり保育での子どものポジティブな様子 b. 預かり保育での子どものネガティブな様子と養育者評価：2指標5項目5段階尺度 a. 預かり保育後の子どもの様子 b. 預かり保育の利用頻度）を用いている。

既存の尺度を調査者が再構成しなおした上で保育の質の測定を試みた西山（2006）は79項目7段階尺度から成る人間関係保育者効力感尺度、10項目7段階尺度から成る三木・桜井尺度、6項目7段階尺度から成る現在の保育実践尺度により保育の質の測定を試みている。

後者の、保育内容や保育環境、保育者の指導・援助等に着目し、保育の質を検討した研究について、箕浦は、保育者による子どもの活動への関わり方が子どもの姿に反映され、結果として保育の「質」を左右するものとなることを踏まえ、保育実践の中ではカンファレンス等によって、保育者自らが保育の質を測りながら保育の質を高める試みが行われてきたと述べている。

これらの研究報告を通して秋田は、保育の質の概念に関する議論を深め、保育の質を如何に定義していくかが重要な課題であると述べている。

（3）社会福祉法人全国社会福祉協議会 2009 機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業

日本では、保育所の設置にあたって、児童福祉施設最低基準にもとづき、必要な人員を配置し、設備を備えることになっているが、その施設設備基準は、昭和23年に制定されてから60年あまりの間、ほとんど改正が行われておらず、利用している乳幼児の発達や家庭的な雰

囲気の中での生活の営みに適したものになっていないとの指摘がなされている。

一方、近年の行財政改革の中で、国の制度において地方分権化が進んでいる。その動きにおいて、国の定めとしてきた保育所の施設基準を含めた設置基準の設定についても、全国一律に国が行うのではなく、地方の裁量に任せるべきだという意見もあり、検討が求められている。

このことを踏まえ、乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、地方自治体や保育所が創意工夫を生かせるような視点も踏まえつつ、現行の構造基準による設備の基準（数値基準）に加えて、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準（定性的基準）について検討を行うこと、また、近年増加している低年齢児や障害児等、特にきめこまかな配慮や対応を要する児童の増加を踏まえ、居室、園庭、遊具等の物的環境のあり方を検討することを目的として調査研究が行われた。

調査研究は（１）海外文献調査—６か国、１３地域の保育所の設置に関する基準、（２）アンケート調査—全国認可保育所 4,097 か所と東京都認証保育所 55 か所を対象に「保育所の物的環境と保育の実態に関するアンケート調査」、（３）現地調査・ヒアリング調査—17 か所の施設や空間の利用実態に関する現地調査および施設長へのヒアリング調査および（４）現地観察調査—保育所の設置に関する面積基準等の検討のため、「食事」「午睡」「あそび」の各場面の子どもと保育士の行動について５か所の保育所で観察調査により行われた。

（１）の海外文献調査によると、わが国の設置基準は、諸外国の基準に比して、保育士の人数基準、遊戯室の面積基準、便所の設置個数基準等の数値基準が中心であることがわかる。

報告書は、調査結果を分析し、「保育所保育指針」で求められる保育所の役割を果すために、どのような環境を必要としているかを考察した上で、ガイドラインを提示している。

ガイドラインは保育所の物理的環境について、面積や容積、または諸室の数といった数値からではなく保育所に求められている「機能」を提供するうえで必要と考えられる条件や設えに着目し、必要な空間・環境について整理している。

保育所を設計する建築士等、作り手はもとより、保育所の事業者および現場で保育を行う保育士を対象として、保育の質を高めるために作成されたものであり、視点は主に次の３点である。

- A. 建築士が、保育所を設計する際に、保育の基本的あり方と保育所が提供する必要がある機能を理解するとともに、当該機能を果すために必要な環境・空間について知識を得、設計に活かすための指標。
- B. 保育所事業者および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育の実施にあたってさまざまな空間の設定を行う際の設定方法について知識を得、活かすための指標。
- C. 自治体、建築設計者、保育事業者、および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育所の新築、改築、建て替え等の際に、お互いに共通認識を持ち、保育方針とあわせた保育所のデザインを行うためのコミュニケーションツールとしての指標。

ガイドラインの構成は以下の通りである。

- I 登園・降園のための機能
 - 1. 登園・降園
- II 子どもの生活・あそびのための機能
 - 「生活行為」
 - 2. 食事 3. 睡眠・休息 4. 排泄
 - 「あそび」
 - 5. 屋内あそび 6. 屋外あそび
 - 「障害のある子どものための環境」
 - 7. 障害のある子どものための環境
- III 保護者支援のための機能
 - 8. 保護者支援
- IV 地域の中で果すべき機能
 - 9. 地域における子育て支援
 - 10. 社会的役割としての保育所
- V 保育所運営のための機能
 - 11. 保育所運営のための空間
- VI 共通事項
 - 12. 安全・衛生 13. 光・空気・音環境

ガイドラインで示す「必要な環境」の表記については、以下の３段階で重要度が示されている。

- 「重要である」：必ず達成すべき項目
- 「望ましい」：達成をめざして努力してほしい項目
- 「有効である」：達成することで、より豊かな環境が実現できる項目

保育環境の中でも代表的な要素である保育室について、最低基準では、保育質の一人当たりの広さを0～1歳で3.3平方メートル以上（ほふく室）、2歳以上で1.98平方メートル以上と定められている。このことに関して報告書は、保育所の利用時間が長くなっていることをふまえ、落ち着いて食事や昼寝をすることが子どもの心身の発達には重要だとして、食事の場と昼寝の場を分ける必要があると指摘し、そのためには、0～1歳は4.11平方メートル以上、2歳以上は2.43平方メートル以上を確保するよう提言がなされている。

本報告書とわが国の評価基準、チェックリストと比較すると、例えば、登園・降園時の保護者との連携や情報共有を図る環境、相談等が行える環境、駐車、駐輪のための環境（安全確保）、子どもの体位に合った食事用家具、障害のある子どものためのバリアフリー環境、事務室、職員室の環境 等々幅広い視座から保育をとらえようとするまなざしが感じられるのではないだろうか。

3. わが国で作成されてきた基準及びチェックリスト

(1) わが国で、保育の質やあり方を評価するために保育評価の基準およびチェックリストが作成されることになった経緯

我が国の保育所は、昭和22年の児童福祉法の制定により児童福祉施設の一つとして誕生し、措置制度を背景に全国に普及し、それぞれの保育所が児童福祉施設最低基準に基づき、ほぼ等質的な水準の保育を行う全国一律のかたちで発展してきた。

措置制度は、50年という長い間施設運営を安定させ、保育内容を一定水準に維持する上で、保育所の発展に大きく寄与してきたといえるし、保育に欠ける乳幼児の福祉の保障という面で重要な役割を果たしてきたことはいうまでもないが、児童福祉をめぐる状況は、時代とともに著しく多様化、複雑化、高度化し、行政の関与は必要な限りにとどめ、利用者の選択や保育所の主体的判断を尊重する方向で制度そのものを見直すことが求められることになった。

1998（平成10）年児童福祉法が改正され、児童福祉の基本理念が子ども福祉から子ども家庭福祉へと移行し、

保育所は措置制度から利用施設へと大きく制度改革することになったのである。

その結果、利用制度の下では、利用者が利用しやすい状況を提供することが求められることになり、児童福祉法において、保育所の地域住民に対する情報提供に関する努力義務が規定されることになった。

〔保育所の情報提供等〕

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

〔保育の実践〕

第24条 ⑤ 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省の定める事項に関し情報の提供をおこなわなければならない。

以上のような保育多様化策の中で、行政主導によって推進されてきたのが「保育の質」を保育施設が自ら測定し評価するという「保育評価」のシステムづくりであった。

その施策のモデルに選ばれたのがアメリカの福祉システムであった。

小室豊充氏は全国社会福祉施設経営者協議会を率い、1987年シカゴのJCAH（Joint Commission on Accreditation of Hospitals）を訪ねて現地調査を行い、福祉サービスの質を評価する「チェックリスト」を入手し、日本に翻訳・導入を図った。

1989年には厚生省の助成により、社会福祉施設の施設運営、入所サービス等についての自己診断書としての「社会福祉施設運営指針」がまとめられ、刊行されている。

(2) [全国経営協試案] 保育所におけるサービス・チェックリスト

その後1994年に、上記「社会福祉施設運営指針」に、保育所やデイサービスセンターにおけるサービス・チェックリストを追加する形で、改訂版が刊行された。厚生

省社会・援護局施設人材課監修/全国社会福祉施設経営者協議会編「改訂新版社会福祉施設運営指針」である。新版には、「全国経営協試案」として保育所の保育サービスを自己評価するチェックリストが収録されている。

しかし、「社会福祉施設」のチェックリストはⅠ基本事項、Ⅱ利用者に関する事項、Ⅲ職員に関する事項の3部構成になっているが、保育所の保育サービスチェックリスト試案は、Ⅱ利用者に関する事項のなかの「専門的サービスの質」に関する事項（6項目）、「利用者の権利・生活の質」に関する項目（10項目）のみからなる簡単なものであった。

（3）「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（園長・所長篇）」および「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（保母篇）」（資料3）

こうした動向を受けて厚生省は、1994年度厚生科学研究として「保育内容等の評価に関する研究」を石井哲夫氏に委嘱した。その研究の成果として作成されたのが「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（園長・所長篇）」である。

続いて厚生省の委託を受けるかたちで「保育所の自己点検評価基準に関する調査研究委員会」が日本保育協会によって組織され、1996年に「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（保母篇）」が作成された。

「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（園長・所長篇）」「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（保母篇）」両篇とも200項目近い大部なチェックリストで、これらを用いて園長や職員自身が主体的に保育所の運営や保育状況を自己点検・自己評価を行うことにより、保育のあり方を見直していくことが意図されている。

（4）社団法人全国保育士養成協議会児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関HYK評価基準（資料4）

その後1999年に保育所保育指針が改訂され、2000年に社会福祉法が改正されたことにより第三者評価を受けることが保育所の努力義務として課せられた。保育所も利用者に資する情報を提供する必要が生じ、保育所に対

しても第三者評価事業が導入されることになったのである。

〔情報の提供〕

第75条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとするものが、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に監視情報の提供を行うよう努めなければならない。

② 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。〔福祉サービスの質の向上のための措置等〕

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

② 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

厚生労働省より委託を受けた全国保育士養成協議会では、1998年度からの作業と試行事業を経て、下表52項目からなる評価項目を整えた。そして、評価調査者の研修体制その他を整備したうえで、2002年度から、児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関HYKとして評価事業を開始した。

その後2004年には、厚生労働省より各都道府県知事に向けて、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」が示され、福祉施設すべてに共通の評価基準で評価を行うこととされた。その内容は平成13年度厚生省児童福祉施設等評価基準検討委員会による「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書」で公開されており、評価の基準は資料5に示された55項目である。

現在、保育所の第三者評価事業は、各都道府県ごとに事業が行われる方向に進み、すべての福祉施設に共通の55項目に、保育所に固有の34項目を加えた85ないし89項目からなる評価基準が作成され、評価が行われている。いずれも園としての保育の質やあり方を評価する項目である。

（5）「保育士のための自己評価チェックリスト」

上記（3）の「保育内容等の自己評価のためのチェッ

クリスト（園長・所長編）「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（保母編）」は、保育者が自らの保育を振り返り、よりよい保育を創っていく上で、様々な形で活用されてきたが、その後、保育所保育指針が改訂されたり、社会福祉法の改正により第三者評価を受けることが保育所の努力義務として課せられたりするなど、社会的に大きな変化があり、こうした動きに見合うようなものを作成する必要が生じてきた。

新しいチェックリストを作成するために、平成 14 年度財団法人子ども未来財団児童環境づくり等総合調査研究事業「保育内容の自己評価」のためのチェックリストの見直しに関する研究一が行われ、2004 年に「保育士のための自己評価チェックリスト」編纂委員会による「保育士のための自己評価チェックリスト」が編纂された。このチェックリストは、保育者個人としての保育の質や考え方を自己評価するためのものである。

（6）平成 20 年告示保育所保育指针对応「保育士のための自己評価チェックリスト」

さらに 2008（平成 20）年には、今般の保育所保育指針の改定を受けて、平成 20 年告示保育所保育指针对応させたチェックリストが編纂されている。上記（5）の「保育士のための自己評価チェックリスト」（2004）を基にした、300 項目からなるチェックリストである。

以上、諸外国およびわが国の評価基準について研究動向を概観した。その結果、諸外国の評価基準には、例えば物的環境の一つである家具や設備備品についても、具体的に詳細な設置基準があり、また人的環境についても、職員の資格要件、クラス規模、保育者と子どもの比率、クラス当たりの最大人数等の基準が設けられているなど、子どもとのかかわり（人間関係）に重きをおいた、こまやかな配慮がなされていることがわかった。保育の質を、子どもとまわりの環境とのより相互的な関係性の中で、また、より幅広い視座からとらえようとしていることがわかった。

これらの視点は、本章 2.（3）全国社会福祉協議会の提案するガイドライン—登園・降園時の保護者との連携や情報共有を図る環境、相談等が行える環境、駐車、駐輪のための環境（安全確保）、子どもの体位に合った食事

用家具、障害のある子どものためのバリアフリー環境、事務室、職員室の環境等—の内容に活かされているのではないだろうか。

わが国において、保育関係者は、これまでもそれぞれの立場で保育の質の向上のために努力してきたし、今後さまざまな工夫をしながら子どもの最善の利益を追求していくはずである。保育の質をどのように考え、いかにして向上させるかを考えるに際して、本章でみてきた研究から学ぶ点が多いものと考ええる。

<引用・参考文献 及び資料>

- ・埋橋玲子 2004 イギリスにおける「保育の質」の保証—保育環境評価スケール（ECERS-R）の一例に注目して— 保育学研究 第 42 巻 第 2 号 pp.92-100
- ・テルマ ハームス他 1998 埋橋玲子（訳）2004 保育環境評価スケール〈1〉幼児版 法律文化社
- ・テルマ ハームス他 2003 埋橋玲子（訳）2004 保育環境評価スケール〈2〉乳児版 法律文化社
- ・秋田喜代美 2008 保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査研究
- ・箕浦潤子 2008 日本における保育の質の研究動向に関する研究 秋田喜代美 2008 保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査研究 pp.246-250
- ・岩立志津夫・諏訪きぬ・土方弘子・金田利子・木下孝司・齋藤政子 1998 「3歳未満児用保育の質尺度案 1997」による公私立差・地域差・保母の年齢差の検討 保育額研究 第 36 巻 第 2 号 pp.87-93
- ・土方弘子・諏訪きぬ 2002 5歳児の発達と「保育の質」—長期間保育児と短期間保育児の「発達上の差異」再検討(2)— 保育の研究 第 19 号 pp.48-62
- ・園田菜摘・無藤隆 2001 幼稚園「預かり保育」に関する研究：保育の質と子どもの様子 乳幼児教育学研究 第 10 号 pp.33-40
- ・西山修 2006 幼児の人とかかわる力を育むための多次元保育者効力感尺度の作成 保育額研究 第 44 号 第 2 巻 pp.150-160
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会 2009 機能面に着

- 目した保育所の環境・空間に係る研究事業 総合報告書
- ・「保育所保育指針の実践的解説」編集委員会（編）1995 保育所保育指針の実践的解説 全国社会福祉協議会
 - ・児童福祉施設最低基準
 - ・児童福祉法
 - ・全国社会福祉施設経営者協議会（編）厚生省社会・援護局施設人材課（監修）1994 改訂新版社会福祉施設運営指針
 - ・全国社会福祉協議会 1994 保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（園長・所長篇）
 - ・社会福祉法人日本保育協会 1996 保育内容等の自己評価のためのチェックリスト（保母篇）
 - ・社団法人全国保育士養成協議会 2002 社団法人全国保育士養成協議会児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関 HYK 評価基準
 - ・厚生労働省 2004 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
 - ・「保育士のための自己評価チェックリスト」編纂委員会 2004 保育士のための自己評価チェックリスト
 - ・「保育士のための自己評価チェックリスト」編纂委員会 2008 平成 20 年告示保育所保育指針対応保育士のための自己評価チェックリスト
 - ・ Starting Strong II – Early Childhood Education and Care, OECD 2006
 - ・ The child care transition – A league table of early childhood education and care in economically advanced countries, UNICEF, 2008
 - ・ Thelma Harms, Richard M. Clifford, and Debby Cryer, Early Childhood Environment Rating Scale—Revised Edition (ECERS—R) , Teachers College Press, NY 1998
 - ・ Thelma Harms, Debby Cryer, and Richard M. Clifford, Infant and Toddler Environment Rating Scale—Revised Edition (ITERS—R), Teachers College Press, NY 2003
 - ・ Thelma Harms, Richard M. Clifford, Frank Porter Graham, Family Day Care Rating Scale (FDCRS), Family Child Care Environment Scale—R (FCCERS—R) 1989
 - ・ Early Childhood Program Standards and Accreditation Criteria (NAEYC)
 - ・ Quality Standards for NAFCC Accreditation, The National Association for Family Child Care, 2005
 - ・ Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage, May 2008, Department for Children, Schools and families, UK

資料 1 ECERS-R の内容

I 空間と家具

1. 室内空間
2. 日常のケア、遊び、学びのための家具
3. 安らぎとくつろぎのための家具
4. 遊びのための室内空間
5. プライバシー空間
6. 子どもにまつわる展示
7. 粗大運動遊びのための空間
8. 粗大運動の設備

II 個人的な日常のケア

9. 登園 / 降園
10. 食事 / おやつ
11. 昼寝 / 休息
12. 排泄 / おむつ交換
13. 保健
14. 安全

III 言語—推理

15. 本・写真・絵
16. コミュニケーションの促進
17. 推理スキルの発達のための言語使用
18. ふだんの言葉

IV 活動

19. 微細運動
20. 芸術
21. 音楽 / リズム
22. 積木
23. 砂 / 水
24. ごっこ遊び
25. 自然 / 科学
26. 算数 / 数
27. テレビ・ビデオ・コンピュータの活用
28. 多様性の受容

V 相互関係

29. 粗大運動遊びの見守り
30. 全体の見守り（粗大運動遊び以外）
31. しつけ
32. 保育者と子どものやりとり
33. 子どもどうしのやりとり

VI 保育計画

34. デイリー・プログラム
35. 時自由あそび
36. 集団活動
37. 障害を持つ子どもの保育

VII 保護者と保育者

38. 保護者への配慮
39. 保育者の環境
40. 研修
41. 保育者どうしの協力
42. 保育者の指導と計画
43. 保育者の資質向上

資料2 ECERS-E (Extention) の内容

I 読み書き

1. “文字環境”：文字や語句
2. 本と読み書き
3. おとなが読みを示す
4. 発音
5. 文字を書く環境
6. 話したり聞いたりする

II 算数

7. 数を数える
8. 数を読む
- 9a. 算数的活動：形と空間
- 9b. 算数的活動：分類、対応、比較

III 科学と環境

10. 自然の教材
11. 科学遊びの場、教材
- 12a. 科学の活動：無生物
- 12b. 科学の活動：生き物とまわりの世界
- 12c. 科学の活動：食べ物の準備

IV 多様性

13. 個別の学習ニーズ
14. ジェンダーの平等
15. 多文化教育

資料3 保育内容等の自己評価のためのチェック項目

(園長・所長篇)

1. 保育の理念・方針、計画
2. 園の運営管理
3. 安全・衛生管理
4. 保育内容
 - (1) 乳児(0歳児)保育
 - (2) 3歳未満児(1・2歳児)
 - (3) 3歳以上児保育
 - a 基礎的事項
 - b 健康
 - c 人間関係
 - d 環境
 - e 言葉
 - f 表現
 - (4) 行事
5. 特別保育
6. 保護者・地域との連携
7. 対外活動
8. 実習生の受け入れ
9. 研修・研究活動

(保母篇)

1. 保育の理念・保育観
2. 保育の内容
 - 1) 保育計画・指導計画
 - 2) 乳児保育
 - 3) 3歳未満児保育(1・2歳児保育)
 - 4) 3歳以上児保育
 - ア. 基礎的事項
 - イ. 健康
 - ウ. 人間関係
 - エ. 環境
 - オ. 言葉
 - カ. 表現
 - 5) 障害児保育
 - 6) 行事
 - 7) 長時間(延長)保育
3. 保健活動・安全管理
4. 保護者・地域との連携
5. 実習生の指導
6. 保育園の職員構成・役割分担
7. 研修・研究活動

資料4 HYK 福祉サービス第三者評価基準

評価対象	評価分類	評価項目数
I 子どもの発達援助	1 発達援助の基本	5
	2 健康管理・食事	6
	3 保育環境	2
	4 保育内容	11
II 子育て支援	1 入所児童の保護者の育児支援	5
	2 多様な子育てニーズへの対応	1
	3 地域の子育て支援	2
III 地域の住民や関係機関等との連携	1 地域の住民や関係機関・団体との連携	7
	2 実習・ボランティア	2
IV 運営管理	1 基本方針	2
	2 組織運営	3
	3 守秘義務の遵守	1
	4 情報提供・保護者の意見の反映	2
	5 安全・衛生管理	3 (計 52)

資料5 厚生労働省 福祉サービス第三者評価基準

評価対象	評価分類	評価項目数
I 保育サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	4
	2 計画の策定	4
	3 管理者の責任とリーダーシップ	4
II 組織の運営管理	1 経営状況の把握	3
	2 人材の確保・養成	9
	3 安全管理	2
	4 とおきとの交流と連携	7
III 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	7
	2 サービスの質の確保	8
	3 サービスの開始・継続	3
	4 サービスの実施計画の策定	4 (計 55)

保育所版評価基準

評価対象	評価分類	評価項目数
I 子どもの発達援助	1 発達援助の基本	2
	2 健康管理・食事	8
	3 保育環境	2
	4 保育内容	11
II 子育て支援	1 入所児童の保護者の育児支援	5
	2 一時保育	1
III 安全・事故防止	1 安全・事故防止	5 (計 34)

資料 6 家庭的保育のための環境評価スケール(Harms,T. Cryer,D. Clifford,R.M.)

38 Items organized into 7 Subscales(FCCERS-R)

Space and Furnishings

1. Indoor space used for child care
2. Furniture for routine care, play, and learning
3. Provision for relaxation and comfort
4. Arrangement of indoor space for child care
5. Display for children
6. Space for Privacy

Personal Care Routines

7. Greeting/departing
8. Nap/rest
9. Meals/snacks
10. Diapering/toileting
11. Health practices
12. Safety practices

Listening and Talking

13. Helping children understand language
14. Helping children use language
15. Using books

Activities

16. Fine motor
17. Art
18. Music and movement
19. Blocks
20. Dramatic play
21. Math/number
22. Nature/science
23. Sand and water play
24. Promoting acceptance of diversity
25. Use of TV, video, and/or computer
26. Active physical play

Interaction

27. Supervision of play and learning
28. Provider-child interaction
29. Discipline
30. Interactions among children

Program Structure

31. Schedule
32. Free play
33. Group time
34. Provisions for children with disabilities

Parents and Provider

35. Provisions for parents
36. Balancing personal and caregiving responsibilities
37. Opportunities for professional growth
38. Provisions for professional

資料 7 全米幼児教育協会による評価基準 (NAEYC Accreditation Standards and Criteria)

Children

Standards under this group focus on the advancement of children's learning and development.

- Standard 1: Relationships
- Standard 2: Curriculum
- Standard 3: Teaching
- Standard 4: Assessment of Child Progress
- Standard 5: Health

Teachers

The focus for this standard is on the qualifications, knowledge, and professional commitment of a program's teaching staff.

- Standard 6: Teachers

Family and Community Partners

The two standards focus on relevant partnerships the program establishes with both families and the community.

- Standard 7: Families
- Standard 8: Community Relationships

Program Administration

The final two standards focus on the program's physical environment and the leadership and management provided by the program administration.

- Standard 9: Physical Environment
- Standard 10: Leadership and Management

資料 8 全米家庭保育連盟による評価基準 (Quality Standard for NAFCC Accreditation)

NAFCC 認証評価の基準 (The National Association for Family Child Care)

－ 5 領域 289 の基準 －

1. 人間関係 (1.1～1.28) : 28 項目
2. 環境 (2.1～2.43) : 43 項目
3. 発達・学習活動 (3.1～3.83) : 83 項目
4. 安全と健康 (4.1～4.99) : 99 項目
5. 専門的事務的实践 (5.1～5.36) : 36 項目

〔例〕 5 領域のうち 1. 人間関係、2. 環境 (抜粋)

1. 人間関係 (高い質の家庭的保育プログラムに関して最も重要な観点と考える)

① (保育) 提供者と子どもとの関係

- 1.1 一人一人の子どもの潜在能力を発達させるために配慮し、尊重し貢献する。
- 1.2 提供者は一人一人の子どものいろいろな方法で愛情を示すこと。赤ん坊を頻繁に抱くとか、つれて歩くなど。
- 1.3 提供者は子どもたちに誠実で心地よくあること。
- 1.4 提供者は子どもを好きであること、共にいることを楽しんでいること。
- 1.5 提供者は子どもの行動や言葉、また能力を観察していること。
- 1.6 提供者は子どもの家族の文化的伝統について知ろうとしたり、それに応えたりそれを基に保育を立案したりすること。
- 1.7 提供者は授乳や、おむつ交換やトイレット・トレーニングやしつけについて、理解ある態度を示すこと。
- 1.8 提供者は子どものストレスのサインに気付いたり、そのストレスへ適切に応じること。

② (保育) 提供者と両親や家族との関係

信頼と尊敬

- 1.9 提供者は子どもを預かっている間はいつでも訪ねていいと奨励する。
- 1.10 両親は契約書に書かれた保育の内容については期待してよい。
- 1.11 提供者は異なる家族の育児方法についても尊重して、それぞれの家族の長所を認める。
- 1.12 提供者は理性を持って保育プログラムを一人一人にあったものとして、保護者の特定の要求や好みや価値にも応える。
- 1.13 提供者と保護者は、しつけや食事、トイレット・トレーニングなどに関して共同して取り組み、子どもの興味関心を第一に考えること。

コミュニケーションと参加

- 1.14 提供者は、子どもについての情報を、会話や書類により絶えず知らせるように努める。
- 1.15 提供者はそれぞれの家族とおおらかで気楽にコミュニケーションが取れるようにする。
- 1.16 進行中の会話に加えて、少なくとも 1 年に一度は、保護者との懇談会をもつこと。共に子どもの進歩や課題を確認して、目標を設定する。
- 1.17 もし保護者が提供者の言語を理解できない場合は、保護者に伝達できうる可能な方法を探すこと。
- 1.18 提供者は、保護者が相互に納得のいく解決を求める時には、保護者の心配事を話し合うこと。
- 1.19 提供者は、保護者がプログラムの活動に参加できるように様々な方法を提供すること。保護者の関心と参加の可能性を十分考慮すること。

子ども同士の関係

- 1.20 提供者は一人一人が交友関係を発達させるように援助すること。
- 1.21 提供者は子どもたちが自分の感情と他者のそれらを理解できるように援助すること。
- 1.22 提供者は子どもたちを励まして他者を助け支援できるようにする。
- 1.23 子どもたちは互いの連れ（仲間）であることを喜ぶ。擬人化された会話や笑い声が頻繁に聞かれる。

③その他の関係

提供者の家族

- 1.24 空間の構成と教材の使用については、保育プログラムと提供者家族の必要性の両方のバランスをとること。
- 1.25 提供者自身の子どもがプログラムに参加しているとき、子どもたち全員により経験が得られるように適切なステップを踏むこと。
- 1.26 提供者の家族は、提供者が保育している子どもと保護者に関わっている時は、丁寧かつ尊敬を払って接すること。

家族が集合する場合

- 1.27 提供者や保護者は、時折は、子どもの家族が一堂に会するような活動を計画すること。

提供者と地域

- 1.28 提供者は友人、家族、他の提供者、あるいは地域の関連組織などの社会的支援を術をもっていること。

2. 環境（人間関係の次に重要な、家庭的保育の質の側面と考える）

①家庭 2.1～2.14（省略）

道具・設備 2.15～2.21（省略）

素材 2.22（省略）

☆大筋肉・小筋肉を発達させるために推奨される教材や設備

2.23 乳児のために

- ・ボール
- ・にぎにぎ
- ・見たりさわったりなめたりして遊ぶおもちゃ

2.24 1～2歳児のために

- ・よじ登る道具(設備)
- ・乗ってあそぶ遊具
- ・ボール
- ・大きな組み立てブロックやパズル
- ・感覚遊びのための水や砂

2.25 3～5歳児のために（未満児用に加えて）

- ・はめこみ板
- ・積み木
- ・縫い物用品
- ・ダンス音楽や関連のもの

2.26 小学生のために（就学前児用に加えて）

- ・スポーツやゲームの道具
- ・みんなでできるゲーム類 (以下略)

資料9 英国子ども・学校・家庭省による「誕生から5歳までの子どものための学習、発達、保育の基準」

Statutory Framework for the Early Years Foundation Stages —Setting the Standards for Learning, Development and Care for children from birth to five (Department for Children, Schools, and Families) May 2008

評価スケールは(1)の【子どもの学びと発達のために】及び(2)【子どもの幸福・福祉のために】から成る。

<評価スケール～(1)子どもの学びと発達のために>

乳幼児期の学びの目標として、6領域から13の評価スケールを抽出し、それぞれ9項目についてチェックする。

1. 心情・態度 1～9 (省略)
2. 社会的発達 1～9
3. 情緒の発達 1～9
4. コミュニケーションのための言語と思考 1～9
5. 音と文字をつなぐ 1～9
6. 読むこと 1～9
7. 書くこと 1～9
8. ラベルとカウントのための数 1～9
9. 計算すること 1～9
10. 形と空間と尺度 1～9
11. 世界についての知識と理解 1～9
12. 身体的発達 1～9
13. 創造性の発達 1～9

<評価スケール～(2)子どもの幸福・福祉のために>

- 安全確保 (児童虐待など)
 - 情報と苦情 (保護者への)
 - 施設内外の安全
 - 外出の際の安全
 - 機会の公平性
 - 薬 (投薬)
 - 病気と怪我
 - 健康でバランスの取れた飲食物
 - 禁煙
 - 体罰など (行動管理)
 - 望ましい人材
 - 望ましい環境や設備・備品 (2歳未満児で3.5 m²/人, 2歳児で2.3 m²/人, 3～5歳児で2.3 m²/人) 等々
 - 組織 (キーパーソンとしての子ども、保育者 child-minder)
 - 記録管理(個々の子どものデータを記録・保管する)
- 以上

第3章 調査研究

第1節 保育所の物的環境に関する実態調査・比較調査

A. 質問紙による全国調査

1. 目的

0歳児から5歳児までの保育室の実態や保育士の意識をたずねることを目的とした。

2. 方法

(1) 調査対象

平成17年度版社会福祉施設等名簿(CD-ROM版)を用い、全国の20分の1に相当する保育所を選定した。選定された保育所は1115カ所であったが、以下に述べる手続きで送付したところ住所不明等で未着が20カ所あり、最終的な調査票配布保育所(以下、調査対象保育所)数は1095カ所であった。

各保育所に0歳児、1歳児、2歳児の担当保育士用としては各3部、3歳児、4歳児、5歳児の担当保育士用としては各1部の調査票を送付した。園内で回答する保育者の選定は、各保育所に依頼した。

(2) 材料

調査票は園としての概要をたずねるA票、各保育士に実態や意識をたずねるB票(B-0、B-1、B-2、B-3、B-4、B-5からなり、それぞれ0歳児用から5歳児用に対応)を作成した。A票は園の所在地、設置主体、定員、開所時間などをたずねる者とした。B票は物的環境(保育室)についてたずねるパートと人的環境(保育士)についてたずねるパートからなっていた。本節では物的環境(保育室)についてたずねた結果を報告する。

物的環境(保育室)についてたずねるパートは、8つの設問で構成した。Q1では保育室の床面積をたずねた。Q2では床の上に置いてある備品をたずねた。Q3では各活動を行うのに主として当該保育室を利用するかどうか、する場合には区切って使用するかどうかをたずねた。Q4では保育

室が狭い(もっと広い方がよい)と感じる時間帯の有無と、ある場合、その時間帯を訪ねた。Q5では保育室が今より広くなるとすれば子どもの行動や保育士の行動に生じる変化についてたずねた。Q6では保育室が広い(もっと狭い方がよい)と感じる時間帯の有無と、ある場合、その時間帯を訪ねた。Q7では保育室が今より狭くなるとすれば子どもの行動や保育士の行動に生じる変化についてたずねた。Q8では現在の広さに対する感じ方をたずねた。実際の調査票を章末に添付する。

(3) 手続き

先に述べた調査票(A票1部、B-0からB-2票各3部、B-3からB-5票各1部)と共に、依頼文書とアンケート用紙の配布・回収方法について書いた用紙、返信用封筒を調査対象保育所に6月下旬より送付した。依頼文書は2種類用意した。一つは「アンケート調査のお願い」とした主任研究者の依頼文、もう一つは厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課名で「厚生科学研究(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))に関する協力依頼」であった。

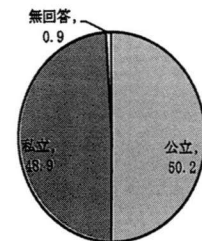
調査対象保育所は、「アンケート用紙の配布・回収について」の文書に基づき、当該保育所所属の保育士にアンケート用紙を手渡した。その保育士はアンケートに回答後、回収用封筒にその調査票を入れた。保育所は回収した調査票を返信用封筒に入れて、共同研究者の一人のところに送付した。返信の締め切りは7月15日に設定した。

3. 結果と考察

(1) 調査対象保育所について

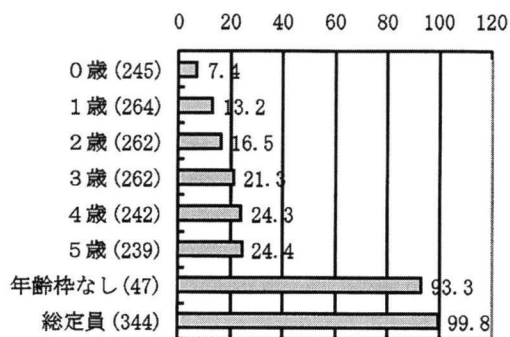
448カ所の保育所から調査票が返送された。回収率は40.9%であった。図表3-1-A-1は、調査対象保育所の運

営主体について公立、私立の割合を示したものである。公立保育所と私立保育所はほぼ同じ割合であった。



図表3-1-A-1 運営主体

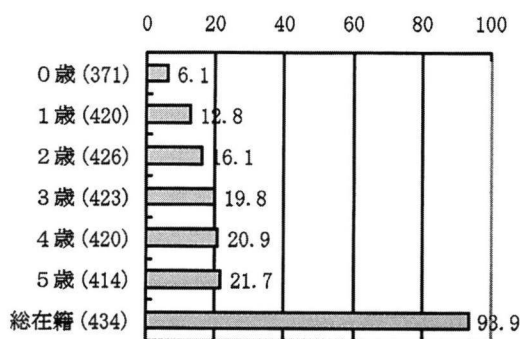
図表 3-1-A-2 は、調査対象保育所の子どもの年齢ごとの定員の平均値を示したものである。総定員はほぼ 100 名、3歳未満児の定員は少なく、0歳児の定員は7名程度であった。



縦軸の括弧内は回答した保育所数

図表 3-1-A-2 定員の平均値(人)

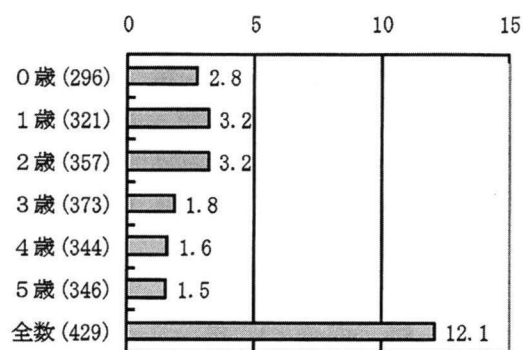
図表 3-1-A-3 は、在籍児童数の平均値を示したものである。いずれの年齢も定員とほぼ等しく、また総在籍児数も総定員とほぼ等しかった。



縦軸の括弧内は回答した保育所数

図表 3-1-A-3 在籍児数(人)

図表 3-1-A-4 は、保育士数の平均値を示したものである。0・1・2歳児を担当する保育士は各3名程度、3・4・5歳児を担当する保育士は1名ないし2名であった。この値は、各保育所に依頼した調査票の各年齢担当保育士の数とほぼ同じであり、調査票の配布数が適当であったことを示唆するものである。



縦軸の括弧内は回答した保育所数

図表 3-1-A-4 保育士数の平均値(人)

図表 3-1-A-5 は、クラス数と保育室数の平均値、最小値、最大値を示したものである。平均値を見ると、各年齢1クラス、1部屋が標準的であることが推測できる。しかしながら、クラス数の最小値を見ると、0もあり、当該年齢のクラスがない保育所も、最大値を見ると、3や4もあり、複数のクラスがある保育所も調査対象保育所には含まれていたことがわかる。

保育室数の最小値を見ると、0.5 といった小数が見られた。このことは、例えば、2歳児と3歳児や3歳児と4歳児が合同で1部屋を使っていたことを示すものである。最大値を見ると、クラス数の最大値よりも大きな値もあった。このことは、1クラスで2部屋を使っている保育所が調査対象保育所に含まれていたことを示すものである。

図表 3-1-A-6 は、クラスと保育室の編成状況を示したものである。クラス、保育室共に、6割程度が異年齢混合で編成していた。

図表 3-1-A-7 はクラス、図表 3-1-A-8 は保育室の異年齢混合の編成状況を示したものである。例えば、図表 3-1-A-7 で左上の「01, 12」とあるのは、0歳と1歳の混合クラスと、1歳と2歳の混合クラスがあることを示している。これらの表から様々な編成の仕方があることがうかがえる。同じ年齢が単独のクラス(保育室)と異年齢混合のクラス(保育室)の両方に含まれる事態もあった。